



平成 25 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 沢 井 製 薬 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 澤 井 光 郎
(コード番号 4555・東証第一部)
問合せ先 理事 経営管理部長 末 吉 一 彦
(T E L . 06 - 6105 - 5711)

定款の一部変更及び執行役員制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更」を平成 25 年 6 月 25 日開催予定の第 65 回定時株主総会に付議すること及び執行役員制度の導入を決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1 . 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

経営環境の変化に対応した迅速な意思決定と取締役会の活性化を図るために、取締役会の員数を減少させるものであります。

(2) 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
第 1 条 ~ 第 17 条 (省略)	第 1 条 ~ 第 17 条 (現行どおり)
第 18 条 (員数) 当社の取締役は、 <u>15</u> 名以内とする。	第 18 条 (員数) 当社の取締役は、 <u>12</u> 名以内とする。
第 19 条 ~ 第 39 条 (省略)	第 19 条 ~ 第 39 条 (省略)

(3) 日程

平成 25 年 6 月 25 日開催予定の第 65 回定時株主総会の決議を経て効力が発生します。

2 . 執行役員制度の導入について

(1) 執行役員制度導入の目的

経営の意思決定機能と業務執行機能を分離し、意思決定の迅速化・効率化を図るとともに、業務執行責任を明確化するために執行役員制度を導入するものであります。

(2) 執行役員制度の概要

執行役員の選任及び解任は取締役会の決議により行う。

執行役員の職務及び担当業務は取締役会において決定する。

執行役員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

取締役は執行役員を兼務することができるものとする。

(3) 執行役員制度の導入日

平成 25 年 6 月 25 日開催予定の第 65 回定時株主総会終了後最初に開催される取締役会終結時をもって導入いたします。

3 . 平成 25 年 6 月 25 日付取締役及び執行役員人事について (予定)

氏名	新役職	現役職
いわさ たかし 岩佐 孝	取締役 兼 常務執行役員 営業本部長	常務取締役 営業本部長
とや はるまさ 戸谷 治雅	取締役 兼 常務執行役員 信頼性保証本部長 兼 薬制室長	常務取締役 信頼性保証本部長 兼 薬制室長
きむら けいいち 木村 圭一	取締役 兼 常務執行役員 生産本部長	常務取締役 生産本部長

よこはま しげはる 横浜 重晴	取締役 兼 常務執行役員 研究開発本部長	常務取締役 研究開発本部長
こだま みのる 小玉 稔	取締役 兼 常務執行役員 管理本部長 兼 営業本部副本部長	常務取締役 管理本部長 兼 営業本部副本部長
さわい けんぞう 澤井 健造	取締役 兼 常務執行役員 戦略企画部長 兼 営業本部副本部長	取締役 戦略企画部長 兼 営業本部副本部長
いなり きょうぞう 稲荷 恭三	上席執行役員 渉外部担当	取締役 渉外部担当
とくやま しんいち 徳山 慎一	上席執行役員 研究開発本部副本部長 兼 知的財産部長	取締役 研究開発本部副本部長 兼 知的財産部長
たかはし よしてる 高橋 嘉輝	上席執行役員 生産本部副本部長 兼 製剤技術センター長	取締役 生産本部副本部長 兼 製剤技術センター長
さかき ま き お 榊 真喜夫	執行役員 品質保証部長	理事 品質保証部長
とくなが ゆうじ 徳永 雄二	執行役員 製剤研究部長	理事 製剤研究部長
すえよし かずひこ 末吉 一彦	執行役員 経営管理部長	理事 経営管理部長

以 上